

(参考資料)

保育士・保育所マッチング支援事業実施業務

(1) 保育所等への訪問による情報収集・求人開拓の実施

(2) 保育士の人材確保・定着に係る動向の把握

平成25年度から実施している保育士の人材確保・定着に係る動向の継続的な把握を行うため、簡易な調査を行う。また、各保育士養成施設の学生のスケジュールを分析し、適切な時期に働きかけをする。

(3) 保育士養成施設との連携

養成施設への訪問を行い、キャリアセンター（就職課など）と連携し、学生の就職活動の情報収集を行うとともに、出張相談や就職説明会を行うなどにより、養成施設の学生・卒業生が、京都府内の保育所等への就職を検討・希望するよう就職促進する。また、求職登録の周知、就職説明会等の広報を行う。

(4) ハローワークとの連携

ハローワークと連携し、年に1回以上京都府内のハローワークで出張相談を実施する。また、京都労働局と協議の上、ハローワークが保有する保育士資格を有する者の情報と、京都府保育人材マッチング支援センターが保有する求職者の情報の共有化の検討を行い、潜在保育士を把握する。ただし、事前に求職者からの同意を得た者に限る。

(5) 就業相談・セミナー等

京都府保育協会等と連携し、保育士就職フェア・就職説明会を、適切な時期に3回以上開催する。

また、市町村と連携し、地域毎の就職説明会等を実施する。

(6) アウトリーチ型の取組

一会場に集合して実施する就職フェア等の取組に加えて、学生や潜在保育士等参加者が出向いてバス等で園を回る見学ツアー等のアウトリーチ型の事業を行う。

(7) 定着支援事業

(1)～(6)の事業実施により保育所等に就職内定した者の把握を行うとともに、就職した者に対して、早期離職防止を目的とした定着フォローアップを行う。また就職先保育所等に対して、働きやすい職場づくりのための助言等を行う。

(8) 府が実施する保育人材確保・養成対策等に関する各種事業との連携・協力

府が実施する京都保育人材キャリアパスモデル普及事業、福祉人材認証制度等各種保育人材確保・養成対策に関する各種施策や保育士修学資金等の貸付事業等について、その趣旨を踏まえ、事業の相乗効果が出るよう、様々な機会を通じてPRを行う等の連携・協力を行う。

(9) 保育所等を離職した保育士（以下「離職保育士」という。）や未就業保育士等の就職支援

離職保育士をはじめとする保育士登録制度（以下「保育士バンク」という。）を引き続き運営する。保育所等の協力等により、離職保育士への届出勧奨を行うとともに、登録離職保育士に対しては再就職希望の随時把握や再就職に向けた求人情報や就職相談会、研修等に関する情報提供を行う。

また、ブランクのある保育士等に対して最新の知識に係る講義や実習等の機会を提供する再就業支援研修を、府内2会場以上で行う。

(10) 保育士試験・登録制度を活用した保育士バンクの強化

保育士試験等の機会を活用して、京都府保育人材マッチング支援センターが行う就職相談会、研修等各種事業に関する情報提供を行う。

(11) その他、保育所等と求職者とのマッチングに資する事業